

鯖江市健康づくり推進条例

平成28年4月1日施行

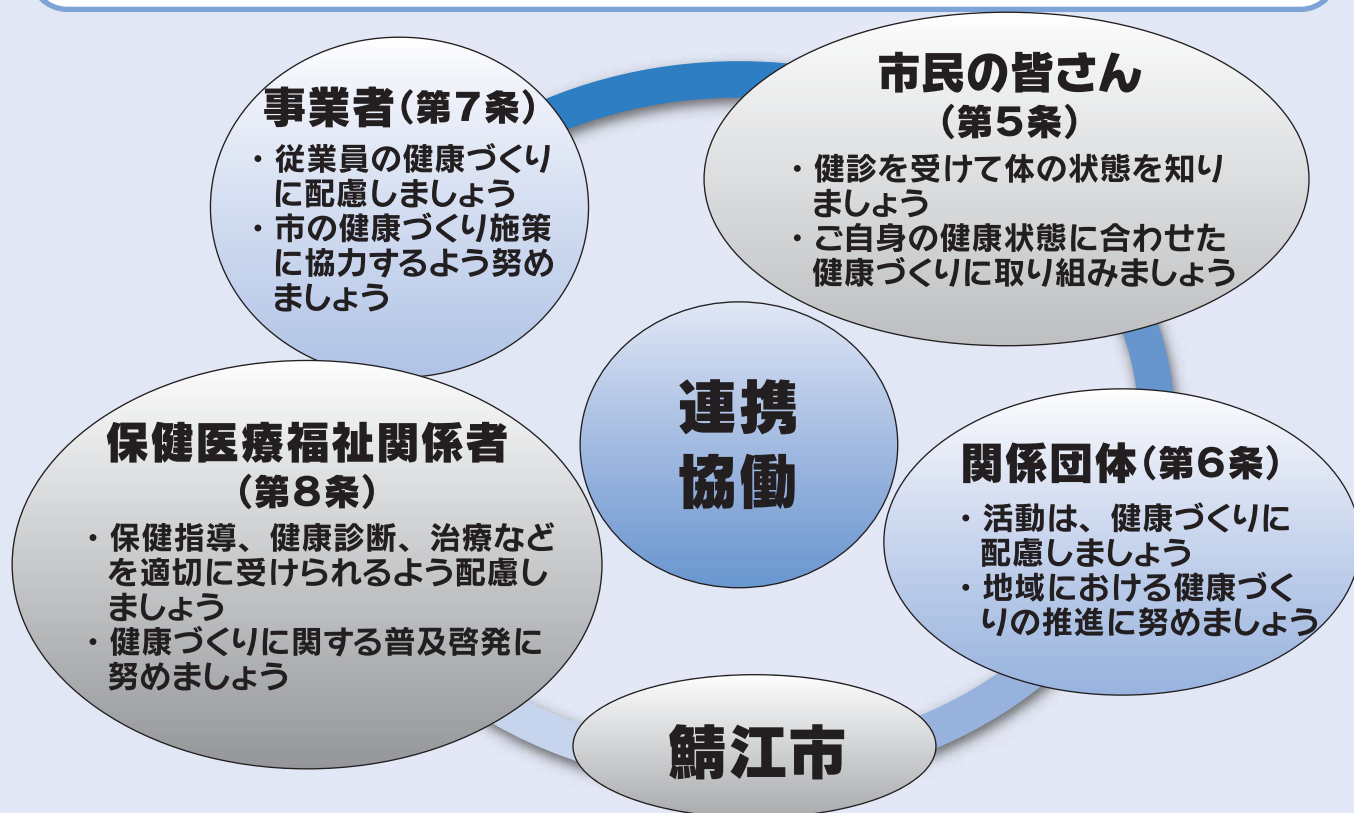
わたしの健康♪
さばえの健康♪

すべての市民が生涯にわたり心身ともに健やかに暮らしていける地域を目指して、この条例を制定しました。



基本理念（第3条）

- (1) 市民一人ひとりが自らの問題であることを自覚し、健康づくりに必要な知識を持ち健康づくりを主体的に、かつ、継続的に取り組みます。
- (2) 市民、関係団体、事業者、保健医療福祉関係者および市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りながら協働して地域全体で取り組みます。



市は、皆さんとの連携・協働のもと、健康づくりの推進に関する施策を実施します(第4条)

健康づくりの基本的施策

- 保健計画の策定（第9条）
- 健康づくりの推進に関する取り組み（第10条）
 - ・健康診査、がん検診、保健指導等
 - ・食生活や運動習慣の確立、改善
 - ・心の健康づくり
 - ・歯および口腔の健康、目の健康
 - ・受動喫煙防止、感染症予防など

推進体制の整備

- 人材・自主団体等の育成（第11条）
- 健康づくりに関する情報提供および教育の推進（第12条）
- 連携および協働（第13条）
- 健康づくり推進協議会において重要事項について審議（第14条）

【問合先】 健康課 ☎52-1138